

大阪市規則第43号

臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成20年大阪市規則第169号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる場合には、臨時的任用職員に対し、当該各号に定める期間又は時間の特別休暇を与えるものとする。</p> <p>[(1)～(14) 略]</p> <p>(15) 臨時的任用職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 <u>7月1日から9月30日までの間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の特別休暇の全部又は一部を取得することが困難であると認められる職員にあつては、6月1日から10月31日までの間）</u>において次に掲げる職員の区分に応じそれぞれ次に定める日数を超えない範囲内で必要と認める期間</p> <p>[ア・イ 略]</p> <p>[(16)・(17) 略]</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第8条 [同左]</p> <p>[(1)～(14) 同左]</p> <p>(15) 臨時的任用職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 <u>7月1日から9月30日までの間</u>において次に掲げる職員の区分に応じそれぞれ次に定める日数を超えない範囲内で必要と認める期間</p> <p>[ア・イ 同左]</p> <p>[(16)・(17) 同左]</p>

[2 略]	[2 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年大阪市規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対し、当該各号に定める期間又は時間の特別休暇を与えるものとする。</p> <p>[(1)～(18) 略]</p> <p>(19) 会計年度任用職員（4月1日から7月1日までの間に採用された職員に限る。）が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 同日から9月30日までの間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の特別休暇の全部又は一部を取得することが困難であると認められる職員にあつては、6月1日から10月31日までの間）において次に掲げる職員の区分に応じそれぞれ次に定める日数を超えない範囲内で必要と認める期間</p> <p>[ア・イ 略]</p> <p>[(20) 略]</p> <p>[2 略]</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 [同左]</p> <p>[(1)～(18) 同左]</p> <p>(19) 会計年度任用職員（4月1日から7月1日までの間に採用された職員に限る。）が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 同日から9月30日までの間において次に掲げる職員の区分に応じそれぞれ次に定める日数を超えない範囲内で必要と認める期間</p> <p>[ア・イ 同左]</p> <p>[(20) 同左]</p> <p>[2 同左]</p>

備考 表中の[]の記載は注記である。	
---------------------	--

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。